



令和4年8月5日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月29日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善及び下請取引の適正化等に引き続き取り組むこと。
- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大や国際情勢の影響による原材料の価格高騰が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある業務改善助成金等の支援策を維持・拡充・追加すること。また、支援策等が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊谷 真宏 内藤 千香子 柳井 雅也
労働者代表委員	阿部 祥大 佐野 研 新関 直人
使用者代表委員	稲妻 敏行 大内 仁 成田 努

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間883円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり



令和4年8月5日

宮城労働局長
小林 健 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏



宮城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月29日付け宮労発基0629第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善及び下請取引の適正化等に引き続き取り組むこと。
- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大や国際情勢の影響による原材料の価格高騰が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある業務改善助成金等の支援策を維持・拡充・追加すること。また、支援策等が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

記

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間883円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

2022年8月10日

宮城労働局
局長 小林健 様

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

住所：仙台市青葉区五橋1-5-13

宮城地方最低賃金改正決定に係る異議申し出

この度、宮城地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した目安額「30円」どおり決定したことに、以下の理由から異議を申し述べます。

理由1. 地域間格差の拡大、全国平均を大幅に下回り不十分である

この度の最低賃金審議会は、コロナ禍、物価上昇、燃料高騰のなかでの厳しい意見が交わされたこと察します。

今審議において中央最低賃金審議会が示した格差付けした目安額は、格差を容認するものであり、この目安の在り方についても疑問を持っています。

現下の経済状況のなかで、労働者、県民の生活と、中小企業をはじめとした経営状況は厳しい状況にあるものの、いくつかの県では、目安額を上回る引上げを決めました。この違いはどこにあるのか疑問を抱くものです。目安を上回った県の議論を察するに、「経営状況は厳しいが、コロナ禍や物価上昇の中での労働者、県民の生活は厳しい状況にある、それを手立てしなければ暮らしの改善と地域経済の振興につながらない」とする政策的決断があったものと思います。

また、政府は、「新しい資本主義の実行計画」「分配と成長の好循環」の視点で「時間額1000円の早期実現」を掲げて、最低賃金の大幅引き上げを掲げ、中小企業における最低賃金の引き上げのための整備も一定行っています。

従前からのA~Dランク制度上の格差是正はなされず、目安を上回る引き上げを決めた県との格差は拡大します。審議会において、地域間格差の問題についてテーマとしてとりあげ、どの程度審議を行い結論に至ったのかが疑問です。

東北の各県の決定状況を見ると、東北では秋田が1円の引き上げ（8月8日現在）、経済が厳しい状況の中でも、最低賃金を引き上げ格差是正で、地域からの労働力の流失の防止、地域経済の発展を見据えた議論を行っています。

この度の最低賃金の引き上げで、全国平均は961円となり、宮城県の最低賃金額は全国平均を大幅に下回っており、その差は、78円で格差は広がりました。宮城県は、100万都市の仙台市も抱え、全国で15位の経済実勢を有すると言われ、統計上でも最低賃金を大幅に改善できる体力は十分にあると考えます。

また、コロナ禍において最低賃金を3%程度引き上げることによる経済への影響はほぼ生じないことは、昨年の中央最低賃金審議会の公益委員が述べられています。

宮城県も人口の減少に歯止めがかかっていません。また、経済、雇用面での好条件を求めて関



東圏などへの労働力、人材の流失に歯止めがかかっていません。県内中小企業においては、コロナ前には慢性的な人手不足を生じており、その状況は続いています。東北の経済の中心を担う宮城県は、東北各県の雇用の受け皿になっている面からも地域間格差を早期に是正し、全国平均を上回る最低賃金を確立することが必要と考えます。

理由2. 生計費を確保し、安心してくらす最低賃金の水準が必要

憲法25条の生存権保障、セーフティネットとしての役割を持つ最低賃金の引き上げによる生活保障が重要に求められています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、1ヶ月あたり22万円～24万円（単身25歳）の収入が必要との結果が出されています。月150時間の労働時間で換算すると時給で1,500円程度が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこでもほぼ同水準です。

この度30円引き上げられ、883円に改正された場合でも、月額155,408円にしかならず、生計費を満たすには程遠い額です。フルタイム（8H×22日）で働いて1日224円、月5280円の引き上げにしかならず、コロナ禍と、著しい物価上昇のなかでの労働者のくらし改善につながらないことは明らかです。最低賃金の決定要素である生計費がどの程度議論されたのか疑問です。生計費にもとづく最低賃金の水準を確立し、労働者ひいては、県民が安心して働き、くらす状況をつくることが求められています。

その点から見て、30円の引き上げでは不十分であり、再考を求めます。

理由3. 賃金の十分な底上げ、非正規労働者の賃金・処遇改善がまだまだ不十分

燃料高騰と物価上昇が重なり、消費者物価指数は、2.0%上昇し、6月の企業物価指数は前年同時期に比べ9.2%とされています。これにより可処分所得、個人消費の低迷が大きな要因となり、日本経済におけるGDPはパーセント下落したと報じられています。コロナの感染拡大に伴い、生活困窮者の増加、働き方の悪化、県内中小企業に大きな打撃を与え、貧困の拡大と経済の悪化が懸念されています。

コロナ感染拡大の中で、危険と隣り合わせではたらく医療、介護、福祉労働者になかにも最低賃金近傍で働く労働者が多く、多くの非正規労働者は、シフト減などにより生活の困窮を訴えています。

「生活が苦しく、今日の食べ物がない」、「食費を切り詰めながら生活している」などの県民の声や「シフト減、時間短縮で生計が立たない」の訴えにどれほど耳を傾けたのかが疑問を抱かざるを得ません。

また、コロナ禍で格差と貧困が広がるなかで、日本人の給与は、20年以上に渡って賃金は上がっていないことへの疑問の声が高まり、非正規労働者の増大と人件費抑制が続けられてきたことが原因であることは誰の目にも明らかになっています。この点を改善していくことなしに、地域経済の発展は図れないとは明らかです。

この間の最低賃金の引き上げ審議にあたって、「企業の支払い能力論」に圧されてきた感がありますが、そこで働く労働者の賃金、処遇をいかに果たしていくべきかは、個別企業だけの問題でなく、審議会においても必要であると考えています。

20年以上上下がり続けている日本の賃金の是正、非正規労働者の賃金、処遇改善をはかり、くらしの立て直しの上で不十分な引き上げです。議論がどこまで行われて決定に至ったのかに疑問を抱いており、再考を求めるものです。

2022年8月17日

宮城労働局長

小林 健 様

宮城全労協 議長 大内忠雄

仙台市若林区新寺1-5-26-510

2022「宮城最低賃金の改正決定」(答申)への異議申出書

物価上昇に追いつかず、生活水準の「底上げ」になりません
「全国どこでも、だれでも最賃1500円」の実現へ

宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示(8月5日)につき、宮城全労協は改正決定内容への異議を申し出ます。

宮城地方審議会の意見は2022年の最賃改正について「1時間883円」とするものです。この額は中央審議会が示していた「目安」(「C」ランク、30円引上げ)と同額です。また、「目安」はこれまでと同様に「ランク」毎の額となっており、最賃の地域格差が事実上、前提となっています。

宮城全労協は今春以降、2022最賃審議に関する要請を行い、主に①「時給1500円」、②全国一律最賃の二点を求めてきました。また審議会では宮城合同労働組合がく生活を襲っている急激な物価高>を中心にして意見陳述を行いました。今回の「意見」は残念ながら、これらの要請や求めとはかけ離れています。

以下、異議の理由と見解を記します。

1. 物価上昇に追いつかず、生活水準の「底上げ」にならない

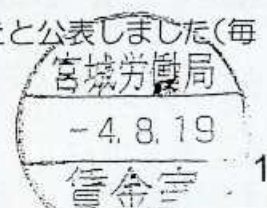
今年の最賃「目安」は「31円」、「目安」通りの額となれば時給961円(全国加重平均)、引き上げ率3.3%です。昨年の「目安」は平均28円でした。31円は現行方式となって以降、過去最高の引き上げ額だと説明されています。

しかし、この額では現在の物価高騰に追いつくことはできません。生活水準の「底上げ」にはまったく不十分であり、「健康で文化的な最低限の生活」に資することはできません。

物価上昇は10カ月連続、2%超は3カ月連続だと報じられました。生鮮食品を含めた今年度の上昇率について、内閣府の予測は2.6%です。食品など今秋からさらに多くの品目で値上げラッシュになると調査会社は報告しています。

総務省発表(7月22日、生鮮食品除く)では6月の消費者物価指数は2.2%上昇しました。食料など生活必需品や光熱費などでは4.4%の上昇です。一方で「選択的支出」での上昇は0.2%です。低所得労働者にとって深刻な生活苦境であることが示されています。

さらに厚労省は8月5日、6月の実質賃金は前年同月比で0.4%減少したと公表しました(毎月勤労統計、速報値)。3カ月連続のマイナスです。



先行き懸念が強まるなか、「月1万円」など「インフレ手当」を支給する企業も出始めているといいますが（NHKビジネス特集）。しかし、このような企業の支援金を低所得労働者の圧倒的多数は期待することができません。新型コロナウイルス感染症の影響と物価高に直撃される低所得労働者には、最賃の大幅な引き上げが必要です。

2. 中小零細企業の支援は政府と大企業の責任

今年度の最賃審議では物価上昇の影響が検討されたと指摘されています。

実際、「目安」発表にあたって公益委員見解は、「労働者の生計費」について「・・・必需的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる」と述べ、今年度の目安額の答申にあたって「特に労働者の生計費を重視した」としています。

「コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない」。そこで「見解」は、生産性向上支援や業務改善助成金、下請け取引の適正化などを政府に要望しています。

一方、日本商工会議所会頭は「企業にとっては非常に厳しい」とコメントしました（NHKニュース8月2日）。今回の目安は「家計に対する足元の物価上昇の影響が強く考慮される一方、企業の支払い能力が厳しい現状については、十分反映されたとはいえない」、「新型コロナの感染再拡大で影響が懸念される飲食業や宿泊業、原材料などの高騰を十分に価格転嫁できていない企業にとっては、非常に厳しい結果だ」。三村会頭は政府に対して、価格転嫁対策や生産性向上の支援など、中小企業の「自発的な賃上げに向けた環境整備」を強く求めました。

中小企業の経営悪化を理由にして最低賃金の大幅引き上げに反対する主張が繰り返されてきました。弱い立場にある低所得労働者の生活と、厳しい経営環境にある地域の中小零細企業を対立させるような論調も、いまだに続いています。しかし、「低すぎる日本の最賃」が低所得労働者に押しつけられていくことは、「好循環」論であれ「新しい資本主義」論であれ、説得力をもつことはできません。

中小零細企業の支援は政府と大企業の責任です。とくに、大企業と中小零細企業の「いびつな商取引」が最賃引き上げを抑制していないか、点検と見直しが必要です。

3. <二重の格差>の解消、「どこでも、だれでも1500円」の実現へ

「A、Bランク」とされる17都府県の「31円」に対して、「C、Dランク」30道県は「30円」。目安通りであれば1072円（東京）に対して、最低額は850円（沖縄、高知）です。地方から格差是正を求める声が強まっています。地元紙は次のように主張しています。

「都道府県別の最高額と最低額の差は21年度で221円。02年度の104円から2倍以上に広がっている。全国最低クラスの賃金実態のままでは、賃金の高い首都圏への労働力流出に歯止めをかけることは難しい」「賃金格差の是正は急務だ。そのためには、現行のランク分け方式を見直し、新たな角度からの議論を始めるべきだ」（河北新報社説／8月3日）

東北地方においても同様の格差構造があります。「目安」通りであれば岩手が851円、青森・秋田・山形が852円、福島858円、宮城883円です。今回、山形審議会では32円（目安から2円増）、青森審議会では31円（1円増）が答申されたと報じられています。

医療や教育、生活インフラなど地域間格差の広がり大きな社会問題となってきました。東北各県の最低賃金の格差は解消されるべきです。宮城は首都圏との関係だけではなく、東北各県との関係という、いわば二重の格差への対応が求められているはずです。

「全国どこでも、だれでも1500円」の最賃実現にむけた審議を切望します。

（以上／宮城全労協「異議申出書」2022・8・17）

宮タク協第 35 号

令和 4 年 8 月 22 日

宮城労働局長 小林 健 殿

一般社団法人宮城県タクシー協会

会 長 高 澤 雅 哉

異 議 申 出 書

平素は何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宮城地方最低賃金審議会は、貴職に対し 8 月 5 日付けで宮城県を適用地域とする最低賃金額を 30 円引き上げて、時間額 883 円に改正する答申を行いました。

これを受け貴職は、8 月 5 日付け宮城労働局一般公示第 3 号により関係使用者等からの異議申出（申出期限：8 月 22 日）に関する手続きを経て改正決定を行うと発表されていることから、最低賃金法第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり異議の申出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、宮城県の最低賃金を現行の時間額 853 円から 30 円引き上げて「時間額 883 円」とするものですが、本意見はタクシー事業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受入れ難く誠に遺憾と言わざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは事業の生産性が向上し、賃金支払能力に余

宮城労働局
- 4. 8. 22
賃金室

力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引上げが先行するものではないと考えております。

今回の引上げは、時間額で示す現在の方式になってから昨年に引き続き過去最大の大幅な引上げとなっており、タクシー業界に与える影響は計り知れないものであることから、宮城県最低賃金の改正にあたっては、引き上げを行わないよう強く求めます。

【異議申出理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、タクシー事業においてもかつて経験したことのない利用者の減少及び営業収入の落ち込みが長期に亘っており、さらに最近の燃料油価格の高騰により経営環境は悪化するばかりで改善の兆しが見えない状況の中、宮城県の支援及び雇用調整助成金を活用するなどして運転者の雇用を維持していますが、休業する運転者が多くなるとともに運行するタクシーも減少の一途を辿っております。

このように売り上げ全体が大きく減少している状況では、運転資金の確保にも事欠き、賃金改定に充てる資金は全くないばかりか、もはやタクシーの運行維持、事業の継続が難しい経営下にあっては最低賃金の引き上げを機に事業を廃止するタクシー事業者の増加が懸念され、廃業と同時に運転者を解雇せざるを得ないため、運転者の雇用を守るためにも最低賃金を引き上げる時期ではありません。

最低賃金を引き上げた結果、廃業が増加・拡大し、労働者の職場が消失することになれば最低賃金の改定を論ずる以前の問題であるとともに、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる最低賃金の引き上げに係る政府の方針に強い憤りを禁じ得ません。

以上、タクシー業界の極めて厳しい現状をご理解いただくとともに、地域公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続のため、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。